

社会福祉法人町田市社会福祉協議会常務理事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会常務理事（以下「常務」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 常務の報酬の額は、別表第1に定める額の範囲内とする。

(報酬の支給方法)

第3条 常務の報酬は、就任した月分から支給する。

2 前項の常務が辞任、解任又は死亡によりその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。

(支給日及び支給方法)

第4条 報酬は、毎月21日に、常務が指定する銀行口座へ振り込むことによって支給する。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、繰上げ支給する。

(通勤費)

第5条 常務に対し、通勤に要する費用（以下「通勤費」という。）を支給する。

2 通勤費は、職員の例を準用し、当月の報酬支給日に支払う。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成6年5月30日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、第3条第1項は、平成6年5月1日から適用する。

2 平成25年3月28日の一部改正は、平成25年4月1日から適用する。

3 平成26年3月27日の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

4 平成29年3月28日の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

5 平成31年3月29日の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条は、平成31年の定時評議員会の終結の翌日から施行する。

平成6年5月30日 制 定

平成14年6月1日 一部改正
 平成15年1月1日 //
 平成16年1月1日 //
 平成25年3月28日 //
 平成29年4月1日 //
 平成31年3月29日 //
 令和2年1月29日 //
 令和8年3月27日 //

別表第1

年額	6,206,000円以内とする
月例給	416,600円以内とする
期末手当	6月支給 報酬月額 ₁₀₀ 分の145以内
	12月支給 報酬月額 ₁₀₀ 分の145以内